

第5期消費者基本計画等について

令和6年4月
消費者庁



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

消費者基本計画について

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画（閣議決定）。
- 長期的に講ずべき消費者政策の大綱や消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について規定。
- 消費者基本計画を計画的に推進するために、別途、消費者基本計画工程表※を作成（消費者政策会議決定）。

※第3期消費者基本計画より作成

消費者基本計画の策定フロー



素案作成
(消費者庁等)

意見聴取※
(消費者委員会)

消費者基本計画案作成
(消費者政策会議)

消費者基本計画決定
(閣議)



※消費者基本法第27条第3項に基づき、消費者基本計画の案を作成するときは消費者委員会の意見を聴かなければならない。

消費者政策会議※ 構成員

会長	内閣総理大臣	
委員	内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	
	内閣官房長官	
	法務大臣	総務大臣
	財務大臣	外務大臣
	厚生労働大臣	文部科学大臣
	経済産業大臣	農林水産大臣
	環境大臣	国土交通大臣
	デジタル大臣	防衛大臣
	国家公安委員会委員長	復興大臣
	内閣府特命担当大臣	公正取引委員会委員長

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。

第5期消費者基本計画の基本的方針案(計画開始:令和7年4月~)

- 高齢化の進展やデジタル技術の革新により、消費者を取り巻く環境に著しい変化が生じてきているところ、特に消費者取引に関する法制度について所謂パラダイムシフトが必要である。
- このため、従来計画の思想も踏襲しつつも、改めて消費者利益の擁護の観点に立ち返り、中長期先の「未来」を見据えた新たな消費者基本計画とすることとしたい。
- 具体的には、
 - ・デジタル社会における誰しもが不利益・不公正な取引にさらされる可能性に配慮した消費者利益の擁護
 - ・高齢化、孤独・孤立社会に対応した包括的な消費者支援の在り方
 - ・取引の普遍的な国際化への対応 等の観点について消費者等の当事者の声を聞いた上で、政府全体で対応にあたる事項を記載した消費者基本計画を策定する。

○第1期消費者基本計画（平成17年4月～平成22年3月）

消費者基本法の制定に伴い、消費者利益の擁護・増進に関する重要課題に政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針を示した消費者行政初となる計画

○第2期消費者基本計画（平成22年4月～平成27年3月）

これまでの縦割り行政の転換の拠点となる消費者庁・消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者政策に基づく計画

○第3期消費者基本計画（平成27年4月～令和2年3月）⇒以降、消費者基本計画工程表を別途作成

政府全体としての具体的な政策目標の設定、効果測定のための指標の設定等を図り、消費者を取り巻く環境の変化等に適切に対応した消費者政策を推進することを目指した計画

○第4期消費者基本計画（令和2年4月～令和7年3月）⇒現行計画

施策の実施体制を充実・強化し、これまで以上に消費者の利益の擁護・増進が図られるよう着実に成果を上げることを目指した計画
コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化したことを受け、消費者基本計画を改訂

第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会の開催について

懇談会の目的、主な論点

第5期消費者基本計画(令和7年度から令和11年度までの5か年間)の策定に向けて、消費者や事業者の声を踏まえつつ、中長期的な消費者政策の方向性、計画に盛り込むべき内容の意見を頂戴することを目的に学識経験者等を構成員とした懇談会を開催。

[論点の例]

- ・中長期的に推進すべき消費者政策の重点課題
- ・消費者、事業者、行政それぞれが目指すべき消費者政策の目標 等

構成員（順不同・敬称略）

座長	山本和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授
委員	大藪千穂	東海国立大学機構岐阜大学 副学長
	蟹江憲史	慶應義塾大学大学院政策メディア研究科 教授
	柿野成美	法政大学大学院政策創造研究科 准教授
	中川丈久	神戸大学大学院法学研究科 教授
	西田佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
	宮木由貴子	株式会社第一生命研究所 取締役
	郷野智砂子	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事
	坪田郁子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
	正木義久	一般社団法人日本経済団体連合会 ソーシャル・コミュニケーション本部長
	村井正素	公益社団法人消費者関連専門家会議 理事長
	伊与浩暁	東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課 課長
	千吉良佳典	伊勢崎市消費生活センター 所長

<オブザーバー>

関係省庁、国民生活センター

会議スケジュール

- 第1回 : 第5期消費者基本計画に向けた考え方の整理、委員からの話題提供（公益社団法人消費者関連専門家会議）
(令和6年2月14日開催)
- 第2回 : 第5期消費者基本計画骨子について、委員からの話題提供（日本経済団体連合会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会）
(令和6年3月13日開催)
- 第3回 : 第5期消費者基本計画について
(令和6年夏頃)
- 第4回 : 第5期消費者基本計画について
(令和6年夏頃)

第5期消費者基本計画骨子の構成

【第1章 消費者・消費者政策のパラダイム・シフトの必要性】

1. デジタル技術の飛躍

- (1) デジタル・非デジタルにおける消費者保護水準の格差
- (2) 消費者の取引環境の劇的な変化

2. 国際的な取引の普遍化

- (1) 国や地域による法規制及び商慣行の違い

3. 社会構造の変化

- (1) 少子高齢化の進行、家計の多様化
- (2) 物価や賃金に対する意識の変化

4. 国際協調への機運の高まり

- (1) 持続可能かつ包摂性のある社会への転換
- (2) 経済活動における社会価値への注目

5. 激甚化、頻発化する国家危機の到来

- (1) エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まり
- (2) 緊急時における消費行動の変化

社会情勢
・
背景

【第2章 達成すべき消費者政策の基本的方針】

1. 消費者が信頼できる公正な環境の確保

事業者を中心とした環境整備、消費者保護の仕組みづくり

2. 見抜ける消費者の増加・消費者力の成長

2030年のゴールに向けて消費者に求めるもの

3. 持続可能で包摂的な社会の実現

中長期
目標

【第3章 消費者政策の推進手法】

1. 行政の取組

規律のベストミックス、省庁連携、消費生活相談DX等

2. 事業者の取組

UDに配慮した商品開発、消費者との協働の場の形成等

体制整備

【第4章 消費者が直面する課題への取組】

1. 消費者行政の方向性

第1章の各課題に対して中長期的に実施する施策

2. 消費者トラブルの解消、未然防止

政府全体で取り組むべき施策

3. 消費者政策における基本的施策の取組

引き続き取り組むべき基本的施策（消費者白書と連携）

具体的
取組

消費者基本計画及び消費者基本計画工程表について

■消費者基本計画

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画（5か年計画）。
- 令和2年度～令和6年度の5か年を計画期間とする第4期消費者基本計画を令和2年3月31日閣議決定。
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、「新しい生活様式」の実践に関する記述を追加すべく、消費者基本計画を変更（令和3年6月15日閣議決定）。

■消費者基本計画工程表

- 消費者基本計画に基づき、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するため、具体的な施策の工程表を策定（令和2年7月7日消費者政策会議決定）。
- 毎年度工程表を改定し、実績及びKPI（重要業績評価指標）の最新値の追加、今後の取組予定の時点更新、□ジックモデルの作成等を実施。 ⇒ 6月改定を目指し作業

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第4期 消費者基本計画(令和3年6月15日変更)の構成

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化

- 高齢化の進行等
- 成年年齢の引下げ
- 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
- 訪日外国人・在留外国人による消費増加

2. 社会情勢の変化

- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
- デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- 自然災害の激甚化・多発化
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり 等

【第3章 政策の基本方針】

1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等

2. 今期計画における消費者政策の基本的方向

(1)消費者被害の防止

(2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

(3)協働による豊かな社会の実現

(4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応

(5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

人材

財政

法令等

【第5章 重点的な施策の推進】

1. 消費者被害の防止

2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

5. 消費者行政を推進するための体制整備

第4期消費者基本計画工程表 施策一覧

■消費者被害の防止

1. 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
2. 特定商取引法の執行強化等
3. 社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等
4. 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充
5. 食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討
6. 高齢者、障害者等の権利擁護の推進等
7. 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進
8. 消費者団体訴訟制度の推進

■消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

9. 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進
10. エシカル消費の普及啓発
11. 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保推進

■「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

12. デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保

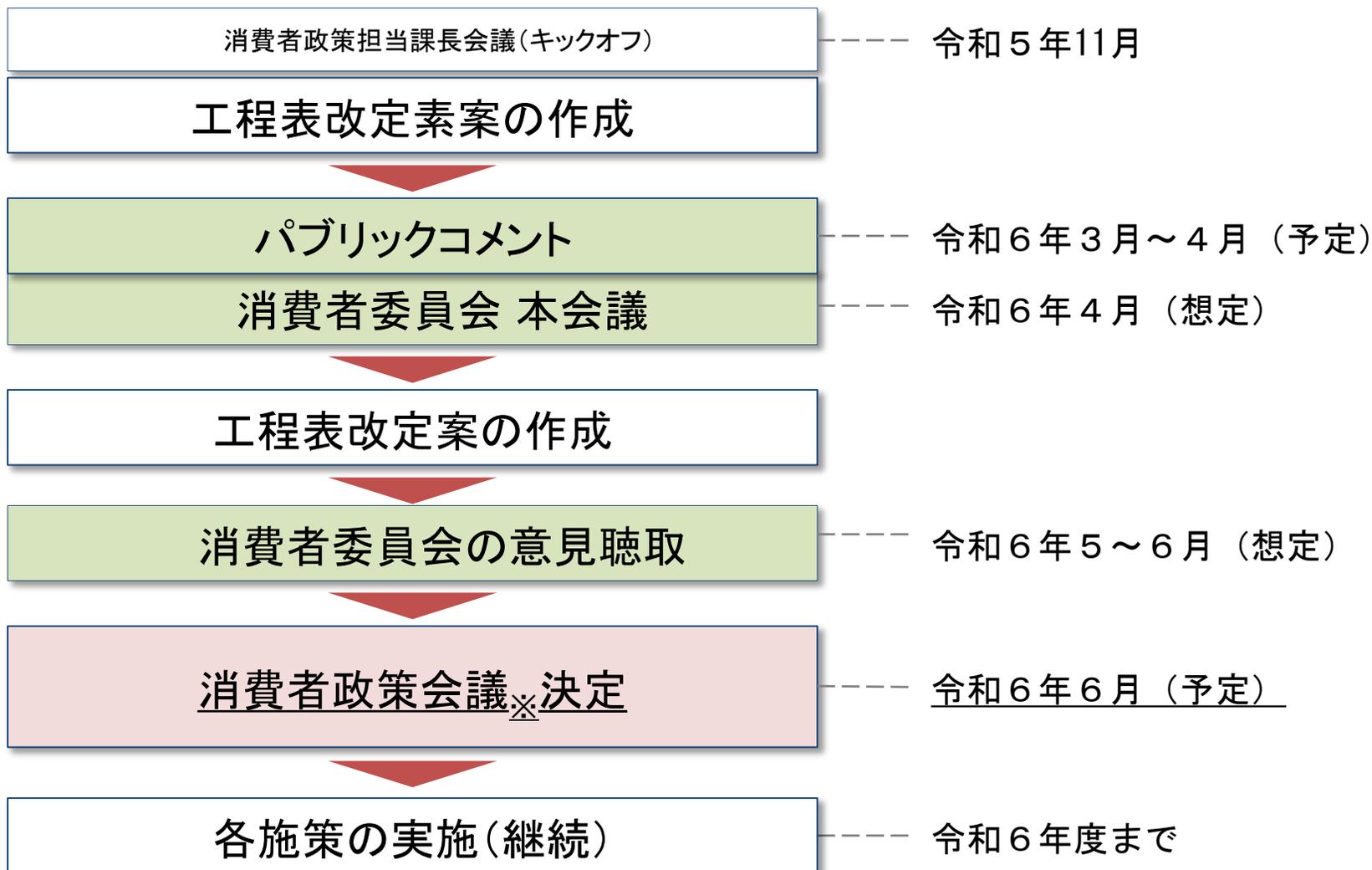
■消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育の推進のための体制の整備

■消費者行政を推進するための体制整備

14. 地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等

令和6年消費者基本計画工程表 改定スケジュール(予定)



※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長:内閣総理大臣

委員:内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者